



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字清住258
☎ 0135-62-1011
FAX 0135-62-3465
メールアドレス
iw-gikai.282283@water.ocn.ne.jp



かまくらカフェ（昨年の様子）

今年も2月11日に開催されます
熱いココアで心も体もあたたまりませんか！

2012. 2

No. 115

第4回定例会報告 P2

5会派の議員による一般質問 P3～P15

定例会報告

人権擁護委員に竹村敬氏 推せん

平成二十三年各会計補正予算等を審議する第四回定例会は、十二月十二日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。十二月十九日に再開し、各会派の代表である五名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、全議案を原案どおり可決し、十二月二十二日閉会しました。

審議した案件

全議案は原案どおり可決されました。

《予算》

○平成二十三年一般会計補正予算

役場庁舎建設基金五千万円及び公営住宅等修繕工事費四百六十九万円などを追加補正しました。

○平成二十三年国民健康保険特別会計補正予算

一般被保険者高額療養費一千九百六十三万四千円などを追加補正しました。

○平成二十三年介護保険特別会計補正予算

火災報知設備整備費補助金三十万円などを補正しました。

○平成二十三年後期高齢者医療特別会計補正予算

保険料等負担金九十九万四千円を追加補正しました。

《条例》

○議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正しました。

○特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正しました。

○非常勤職員に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正しました。

○税条例等の一部を改正しました。

○災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正しました。

○公共下水道条例の一部を改正しました。

《その他》

○町道路線の認定について

町道路線の整備を図るため、道路法の規定に基づき、町道路線を認定しました。

○工事請負契約の変更について

木田金次郎美術館外壁等改修建築主体工事の変更を行うため、契約金額の変更をしました。

《人事》

○人権擁護委員候補者の推せんに同意

竹村 敬氏の推せんに同意しました。

審議した意見書

○環太平洋経済連携協定に反対する意見書

○沿岸住民の命と財産を守るための防災対策に関する意見書

○漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する意見書

○原子力発電所の安全対策に関する意見書

○防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書

○鳥獣海獣被害防止対策の充実を求める意見書

○災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書

○国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書

○後期高齢者医療の保険料値上げを行わないことを求める意見書

○介護保険料の負担増軽減などに関する意見書

○北海道地域防災計画（原子力防災計画編）における原子力防災対策を充実すべき地域の範囲についての意見書

全ての意見書を関係省庁に送付しました。

齊藤 雅子議員（公明党）

高齢者の介護支援ボランティア

ポイント制度について

■質問■

介護保険制度開始以来、制度の定着がある反面、施設の待機者問題、認知症の増加等、課題は山積しており、介護保険制度を守り支える為には高齢者の介護支援ボランティアポイント制度の様な支援システムが重要になっていくと思います。

この制度は介護施設等で散歩、清掃、話し相手、芸能披露等、ボランティアを行った高齢者の活動実績をポイント化し介護保険料を軽減する制度です。そこで、

一、本町の要支援を含む要介護認定者数の四年間の推移をお知らせ下さい。

二、団塊世代の高齢化

で要介護者の急増が見込まれる中、本町でも元氣な高齢者がボランティアを行う事により健康増進や介護予防、又保険料の負担軽減、更に地域貢献等、生きがい作りが促進できる様ぜひ介護保険ボランティアポイント制度を導入すべきと考えますが、町長の見解をお伺いします。

■町長■

一、要介護認定者数は、
平成十九年度末 七百四十一名
平成二十年度末 七百六十五名
平成二十一年度末 八百一名
平成二十二年度末 八百二十七名です。

二、当該制度は、高齢

者の介護支援ボランティアの実績に応じ、地方自治体が換金可能なポイントを付与することで、高齢者の介護保険料軽減や健康増進、生きがいづくり等の効果を期待するものです。

町としては、健康相談事業や手足の機能向上事業、二次予防高齢者の状況把握など介護予防事業全体の効果や、介護予防事業費の増大、介護保険料への影響等も考慮する中で、先駆的な自治体の今後の状況を見極めながら、当該制度について総合的に検討します。

妊婦健診事業、子宮頸がん、ヒブ、

小児用肺炎球菌三ワクチン接種事業等、

基金事業の継続と推進について



■質問■

子宮頸がん、乳がん検診の無料クーポン事業、妊婦健診十四回分の公費助成や子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の三種類のワクチン接種等、いずれも女性や子供の命を守る重要な政策として平成二十一年度から全国

の交付事業であり、通算五年間の事業期間が確保されるよう、国庫補助の動向も考慮の上、前向きに検討します。

子宮頸がんなど三ワクチンの予防接種事業は、今後三ワクチン接種の法定化が見込まれることや、今年度の事業実施における高受診率を踏まえ、財源的な見通しを考慮の上、前向きに検討します。

■町長■

妊婦健診事業は、妊婦健診 十四回分、超音波検査 六回分の助成を実施しており、安全な出産と健康な子の出生のためには今後も重要であることから、次年度以降も、道補助の動向も考慮の上、総合的な判断の中で前向きに検討します。

子宮頸がん等のがん検診推進事業は、五歳ごと

そこで、本町として検

防災対策に女性の視点を

■質問■

東日本大震災、台風被害等、大規模な自然災害が相次ぐ本年、大震災では避難所に間仕切りが無く女性が着替える場所もない、授乳スペース、ミルク、紙オムツ等の赤ちゃん用救済物資が不足している等、既存の防災対策に「女性の視点」が欠けている実態が浮き彫りになり、地域防災対策の見直しでは生活に密着した女性の視点を積極的に取り入れる事により、女性や子供、お年寄りにとって何が必要か等、きめ細かくあらゆる場面の防災対策の充実に、つながる事になると言われています。

一、本町の地方防災会議に女性の委員を登用するお考えはありませんか。

二、女性の視点からの

防災対策マニュアルを策定する考えはありませんか。

三、災害用備蓄物資に

女性や乳幼児、高齢者、障がい者等の視点からの見直しが必要と思われませんが、所見を伺います。

■町長■

一、災害時における情報収集、関係機関相互間の連絡調整など、防災会議の所掌事務を円滑に実施するため、職責と業務内容に応じ、関係機関へ依頼し委員を任命していますが、各機関から女性の方を委員として推薦いただいた場合には、その意向に沿って任命します。

二、女性を含めた災害時要援護者の安全確保や、避難所での授乳や着替えスペースの確保などの観点からの検討が必要であるとの考えのもと、策定の方法や意見の把握方法などを含め検討します。

三、現在、被災時において最低限必要となる物資の種類・数量等について検討を行っており、この備蓄物資の充実を図った上で、ニーズの把握、数量、保存期間や財源を

見据えた計画的な配備方法などを勘案しながら、物資備蓄の総合的な観点から検討します。



防災訓練（H23. 2. 15）



防災訓練（H23. 2. 15）

大田 勤議員（日本共産党議員団）

泊原発北電による一次評価について

■質問■

一、地震発生時に福島第一原発の原子炉は正常に自動停止したという根拠はどこにあるのか。

二、一次評価では事故原因を津波に限定しているが福島第一原発の自動停止の原因、事故知見が全く反映されていないのではないのか。

三、原発にある一次冷却水を運び配管や蒸気発生器への影響、二次冷却水配管の地震による影響、復水器など機材の検証等はどうに判断しその知見は取り入れられたのか。

四、北電は想定する地震（基準地震動Ss五百五十ガル）に横揺対策として三百七十ガルから引き上げたが、女川

原発は四百七十六ガルでも三月十一日午後三時前の時点で、女川原発の一、二、三号機のすべてが自動停止している。

泊発電所の縦揺れ対策は基準地震動Ss五百五十ガルよりも小さい三百六十八ガル。

この数値で安全という根拠はどこにあるのか。縦揺れ対策として基準地震動を何故引き上げないのか。

五、泊発電所も十五mの津波に耐えられる防潮堤を三年以内に設置すると公表しているが、十五mの根拠はどこにあるのか。

六、基礎データを得るための海底や陸上の地形を調査、津波が最大の満潮水位時に発生し、遡上高も考慮し最悪の条件

で浸水予測を行って十五mをクリフエッジと決めたのか。

そうであれば、発電所の防潮堤十五mと国交省の「津波防災地域づくり」との整合性はどのように考えるのか。

七、国の耐震指針改定（二〇〇六年）に基づく泊発電所の耐震性再評価作業で、海域の活断層が連動することも踏まえた解析を追加で実施するよう指示したのになぜ泊十五kmの活断層は評価されないのか。

保安院は、泊発電所周辺の活断層が連動する可能性の調査や活断層と認めていなかった断層の再調査を求めているが、道に對しても道立研究機関で検証するよう町として要請すべきではないか。

八、国や道の研究機関は、昨年夏の調査の結果「黒松内低地断層帯」が「渡島半島の陸域内で途切れる」とする北電の見解と異なり、太平洋岸の内浦湾の海底まで達する、より規模の大きい活断層群であるとしているが、これは地震規模がM七・五から七・七になる可能性を含む問題であり、北電に再調査・再検証を求めることが必要ではないのか。

九、「やらせ」問題で国民的信頼、道民的にも町民的にも信頼を損ねた保安院の調査では道民合意、町民合意は得られないと思うがいかがか。

十、福島事故を受けて内閣府原子力安全委の部会が原子力防災指針の見直しに伴い、課題が山積している中で町長は地元住民合意をどのように考えているのか。

十一、福島原発事故後の一号機・二号機の再稼働に関しては住民の意見を確かめることが必要です。

「住民理解は進んでいる」との感触だけで再稼働を進めることは許されません。

町長はどのように住民との合意を行うのか。

十二、直接・確実に住民の意見を聞くには住民アンケートや住民投票を行うべきと考えるが、いかがか。

■町長■

一、原子力安全・保安院より、地震感知により、スクラムと呼ばれる炉心への制御棒の緊急挿入が確認されており、地震発生とほぼ同時に、一、三号機が自動停止したとの説明を受けています。

二、三、ストレステストでは、地震、津波、全交流電源喪失、最終ヒートシンク喪失などの各項目について、クリフエッジと呼ばれる「状況が大きく変わる限界」を評価し、想定を超える地震や津波が発生した場合でも、原発の安全上重要な施設や機器などが十分な安全裕度を有しているかを確認することになっています。

ただ、一次評価とは別に、安全上重要な各種配管等に対する地震の影響



については、現在、政府の福島原発事故調査・検証委員会にて調査を進めており、仮に、新たな知見が得られた場合には、今後の原発の安全対策に反映されていくものと考えます。

四、泊発電所では原子炉を停止するための制御用地震計の設定について、一、二号機は原子炉補助建屋地下一階で二百八十ガル、三号機は原子炉補助建屋地下二階で二百ガルとしており、何れも、基準地震動の五百五十ガルを大きく下回る数値設定となっており、安全上、問題はないものと考えます。

五、北電による耐震安全性評価における津波による最高水位は九・八mですが、現在、この評価結果を国の専門部会にて審査中のため、この結果を待っている、防潮堤の設置時期も先送りとなることから、福島第一原発に襲来した十五mの津波を想定したとの説明を

受けています。

なお、北電では防潮堤の高さを十五m以上としており、正式な高さは、今後の詳細設計や国の専門部会の結果等により決定していくものと考えます。

六、津波によるクリフエッジは、想定九・八mを超える津波に対し、どの程度まで原子炉等が損傷せずに耐えられるかとの評価です。

なお、「質問にある「津波防災地域づくり法」については、十二月七日に参院本会議で可決・成立し、今後、津波防災地域づくりに関する基本方針が策定され、さらに、都道府県知事は、この基本方針に基づき、津波浸水想定を設定する方向のことから、この後の推移を注視します。

七、八、断層の連動を想定した地震動等の評価の指示は、東北地方太平洋沖地震において、海溝型地震について、大きな滑りや地震セグメントの連動等により、大きな地震動や津波を生じたとの知見を踏まえ、北電に対しては、敷地から四十km程度の海域で、長さ十、四十km程度の何本かの断層が斜めに、重なり合うように並んでいることから、地震・津波の評価が必要との指示があったものです。

次に、泊沖の活断層の有無については、北電では、自主的な追加調査や国の指示による補足調査の結果に基づき、本年二月九日、国の専門部会において、東洋大学教授等が活断層が存在する可能性の根拠とする「泊付近から神恵内付近における約十二万五千年前の海成段丘面の標高差は、ほとんどないことを確認した」との趣旨の説明を行ったとのこと。

なお、北電が説明に使用した資料は、原子力安

全・保安院のホームページ上で公開されており、また、泊発電所の耐震バックチェックについては、国の専門部会による審査が継続中であることから、今後の推移を注視します。

九、産業技術総合研究所等が長万部沖および国縫沖で実施した音波探査により、新しい時代に活動した断層等が断続的に認められ、これらの断層と黒松内低地帯の断層との関係については、今後、国の専門部会において審議される予定です。

なお、北電では、今後の国の専門部会での審議の結果を踏まえ、現在、尻別川断層等の評価結果から策定している泊発電所の基準地震動について、適切に対応していくとのこと。

十、国は、内閣官房に福島原発における事故調査・検証委員会を設置し、事故の原因および当該事故による被害の原因を究明するための調査・検証を、国民の目線に立つて開かれた中立的な立場から多角的に行い、もって当該事故による被害の拡大防止および同種事故の再発防止等に関する提言を行うとしています。

十一、十二、ストレステストの一次評価は、事業者が評価を実施し、その結果を原子力安全・保安院が確認し、さらに、原子力安全委員会がその妥当性を確認した後、地元の意向も踏まえ、最終的には総理を含む関係四大臣が運転再開の可否を判断することですが、現段階では、国が、地元の意向をどの範囲まで確認するのか、あるいは、どのような手法で確認するのかが明確になっていないのが実状です。

従って、当面は、二次評価を含めたストレステストの動向の見極めが重

要と考えており、再稼働に関連し、住民アンケート等を行う考えは持っています。

何れにしても、原発に関しては、何よりも安全を優先し対応すべきものと考えており、国や北電に対しては、責任を持つて安全対策に万全を期すとともに、各種の情報提供についても、これまで以上に丁寧に行うことなどを強く求めます。

最終処分場建設は住民合意で

■質問■

一、町は最終処分場を衛生組合に「予定地」として提案するまでに役場内部でどのような協議をしたのか。又、適地を抽出するためにどんな課題があったと認識しているか。

二、農業振興地域は岩内町が農業の振興を図るための重要な計画として作成したもので、こうした農振地域をどのように考え、「予定地」として提案をしたのか。

三、候補地として第一種農地を決めるには選定理由が明確でなければならず、衛生組合が選定作業をしてきた候補地との比較でこの土地でなければならぬ選定理由はどこにあるのか。

四、農地転用不許可の農振地域にある集団採草地を土地収用法まで適用して転用する必要がある

のか。

他町村と協議をして他の地域を再度考えるべきではないのか。

五、農用地区域から除外は基準五条件を全て満たす場合に限られますが、こうした基準をクリアし「予定地」は基準に当てはまると考えるか。

六、都市計画とはどのように考えているのか。

七、町の総合計画などからみて土地利用の整合性はあるか。

八、土地利用用途変更などから新たな都市計画決定が必要になるのではないか。

「ゴミ処分場の問題を衛生組合だけの問題とするのではなく、現に都市計画や農振地域の計画に関わることから、住民へ情報の公開をすることが、町長の町政執行方針ではありませんか。

九、住民周知はどのように行っているのか。

十、共同の町づくりから住民への説明会、広く検討会等を立ち上げ議論をし直すべきではないか。

■町長■

一、二、三、岩内地方衛生組合の最終処分場は、平成十六年度から構成する四町村で、岩内町内外十カ所の検討が行われました。

しかし、満杯の時期も間近になり、組合長でもある私が、決断を迫られ、岩内町所有の草地を提案し、岩内地方衛生組合議会で事業実施可能な土地として決定されました。

四、農地の転用は、農地法第四条及び第五条のただし書きにより、地方公共団体が実施する廃棄物処理施設は、許可なく転用できるとされてお

り、土地収用法ではなく農地法が適用されます。

五、農振法では、五要件を満たす場合に限り農用地から除外できます。現段階では基本計画が未策定のため判断できません。

六、七、八、都市計画法では最終処分場は都市計画決定は義務でなく、中間処理施設は決定が必要

です。最終処分場と中間処理施設は、同一敷地内の計画なので併せた都市計画決定が望ましいと考えます。

当該地は、優良な農用地として保全する区域であり、東側には自然・観光施設等もあるので、岩内地方衛生組合に対し地域環境の保全などに充分配慮を要請し、法的手続きや各種申請など十分協議しながら、課題克服に向け検討を重ねていきます。

九、十、本年七月から八月までに、岩内地方衛生組合により、関係団体

等及び地域住民に対して一回目の説明会が終っています。

今後、事業実施の手法を含め改めて説明会の開催と、住民への説明会も予定と聞いています。

事業の実施には、町民の皆様にご理解とご協力を得て、進められるものと考えており、引き続き岩内地方衛生組合に要請していきます。

■再質問■

町有財産でもある用地の提供に内部の協議がない。町民への事前の相談もないなど、こんな行政の進め方があっていいのか。

町政を進めるにあたって庁舎部内においても情報の双方向化ができていないなどあり得ないことで、町の計画など賛否があっても議会をへて創られていくもの、町長の判断は町民軽視、議会軽視ではないか。

第一種農地を例外手法で転用すべきではない。ゴミの有料化説明会などでは町として住民意見

を聞くためきめこまかな住民への対応をしてきたのになぜ住民への説明、周知もせず住民不在で進めるのか。

こんなやり方はあってはならないことと思わないか。

■町長■

候補地の決定は、事業実施が可能な土地として判断されており、今後法的手続きや各種申請が行われます。また、基本計画策定の過程で、議会及び住民の皆様にも十分ご理解をいただき進めるものと考えており、岩内地方衛生組合と一層連携と協議を深め慎重に対応していきます。

役場窓口の住民対応について

■質問■

一、「役場窓口の対応が悪く喧嘩になる」「庁舎に行く日は気持ちが悪くなる」「上から目線で腹が立つ」「何であんな言い方し方できないのか」など窓口対応への苦情が絶えません。

町としてこうした現況を認識しているか。

二、自治体研修では、「法律や条例で決まっています」「義務として」「納付・申請すべきもの」であるからこそ、わざわざ来庁してくださるので

冷静に考えれば、役所として、職員として「ありがたいこと」と住民の側にたった考え方から研修が進められています。自治体職員研修でこのように考え方をどのように思うか。

三、岩内町として窓口

に来訪した住民にアンケート調査をおこない、接遇対応の向上と業務のスキルアップに生かし、町民満足度の向上を図るなど改善への取組を考えるべきではないか。

四、岩内町の職員研修はそれぞれどのように取り組まれているのか。

五、係長の職、三年以上の職員、三年未満の職員それぞれどんな研修を受けているのか。

六、住民満足度向上・接遇にあるような研修は行われているか。

七、役場の仕事はサービス業であり、来庁者は大切なお客様です。岩手県金ヶ崎町では、接客の４Ｓとして、親身

な応接、素早い対応、正確な処理、スマイル（微笑み）を常に心がけ、明るく入りやすい役場づく

りに努めています。

こうした住民対応の講習・研修は受けているか。また、研修・講習の予定を組んでいるか。

八、職員間、部署内での研修などで取り組む必要性があると思いますか。

九、町費職員研修規程

第六条ではこの規程は、次の者には適用しない。

部長、施設長、課長、保育所長、所長、副所長及び館長以上の職員とあります。

第八条は見直し改定し部課長・所長も率先して研修に取り組み自己研鑽すべきではないか。

十、岩内町役場庁舎等建設基本計画の中にある窓口機能で、窓口は誰もが利用しやすい、町民と職員がコミュニケーションをとりやすいようにローカウナターの設置を基本に計画すると明記され

てあり改善を目指している事からも窓口対応の改善は喫緊の課題と思いませんか。

十一、岩内町での人材育成の基本方針は策定されているのか。

十二、方針に基づいた人材育成が取り組まれているのか。

十三、町の職員異動に対する基本的な考え方は。

十四、異動で一番短期間だったのは何年何ヶ月ですか。

十五、町の職員異動はどの程度の周期を想定しているのか。

十六、異動は蓄積された能力・実績を評価する配置となっているのか。

十七、岩内町の病気療養中の職員は何名か。

十八、岩内町の自己都合退職は過去四年で何名

いますか。

十九、岩内町の行政を今後支える中間層職員の退職は人材育成の面から大きな痛手であり損失です。

適材配置に問題・温度差があるのではなか。

二十、こうした自己都合や病気退職者の退職理由を聞いているか。

退職理由などを人材育成にどのように役立てているか。

二十一、人材育成の取り組みや適正配置が求められていると思うがい

■町長■

一、広報紙に合わせ全戸に配布している「私の思い」のほか、電話によるものや、窓口での応対状況の把握などにより認識しています。

二、役場職員として、住民の信頼を得ることは、最も重要なことであり、親切・丁寧な説明責任と、住民のご意見やご要望をしっかりと聞き、住民の視点に立った判断や行動を行うための研修は必要であると考えます。

三、職員の接遇や町民満足度の向上のために、様々な手法により、町民の考え方やニーズをお聞きすることが重要であり、町民の考え方を一番良く知る方法は、直接、生の声を聞くことが重要であると考えていますので、町政懇談会のほか、各種事業へのご意見・ご要望やご提言をお聞きするための町民懇談会や意見交換会の中で、住民の方々の考えや思いについ

て、お聞きしたいと考え
ています。

四、五、六、七、九 採用 後一年目、二年目及び五 年目に該当する職員全員 に対し、後志町村会が実 施している研修を受講さ せています。

研修内容は、一年目の
職員については、執務上
必要な基礎知識を習得さ
せ、公務処理の適応力を
養うことを目的とした研
修となっており、二年目
の職員については、組織
人としての意欲の高揚と
能力開発を助長し、執務
上必要な法律の基礎知識
及び地方自治や財政等の
基本的制度の仕組を習得
させ、公務能力の発揮・
増進を図ることを目的と
した研修となっています。

五年目の職員について
は、中堅職員としての役
割、仕事の進め方、人間
関係、問題解決法等職務
遂行に必要な基礎的能力
の向上を図ることを目的
とした研修などとなって
います。

さらに、採用一年目の

職員については、人材開
発センターが主催する接
客などのビジネス基礎養
成研修に参加させていま
す。

三十歳代後半の職員に
は、北海道市町村職員研
修センター主催の民法、
行政法、地方自治法及び
地方公務員法の各研修を
受講させているほか、専
門研修へ税務課職員を受
講参加させています。

管理職や係長職につい
ては、毎年五名を北海道
市町村職員研修センター
主催の研修に受講参加さ
せており、平成二十三年
度では、課長職を、折衝
力・交渉力強化研修、部
下指導・育成研修にそれ
ぞれ一名、係長職を、指
導能力研修、クレーム対
応研修、地方公務員法研
修にそれぞれ一名受講さ
せ、その職責に応じ、管
理職が自己のレベルアッ
プを図るための研修の受
講について取り組みま
す。

八、普段の業務のほか、
職員同士のコミュニケーションや各部署における
打合せや会議などにおい
て、様々な観点からの意
見交換や接遇に関する情
報提供ができるよう配慮
します。

十、住民に信頼される
ための基本をしつかりと
認識し、自己を磨くため
のたゆまない努力が必要
と考えていますので、私
の考え方について、幹部
会議や訓辞等で職員に対
し説明し、一層、住民に
対し誠意を持って接する
よう指導します。

十一、国において「行
政改革大綱等で人材育成
の目的、方策等を明確に
している場合は作成済み
とする」こととされてお
り、岩内町新行政改革大
綱において、職員の能力
開発等の推進について記
載したところです。

十二、新行政改革大綱
において、三つの考え方
を記載しており、この考
え方に沿って、折衝力・
交渉力強化研修や、部下
指導・育成研修、指導能
力研修などを職員に受講
させるよう取り組んでい
ます。

十三、十四、十五、十六、
人事異動に当たっては、
職員の年齢、同一部署へ
の配属期間、各担当内
における業務分担の状況や
新たな事務事業への対
応などを加味した上で、
個々の職員が培ってきた
能力や実績をも勘案する
ことが重要であると考え
ており、これらを総合的
に判断し、概ね四年程度
を基本としています。が、
町職員として、様々な機
会を通じ、町民の方々か
らの相談や意見に耳を傾
けるためには、特に、若
年層の職員には、種々の
業務を習得させる必要が
あるものと考えていま
す。

したがって、人事異動
の結果として、職員の同
一部署への配属期間が数

カ月となる場合もありま
すが、町という組織を長
期的に適正維持し、職員
個々の志気・意欲の向上
を図るという考えのも
と、より効率的で柔軟な
機能性を持ちながらも、
住民に信頼される組織づ
くりに努めます。

十七、本年十二月一日
現在で、三名となってい
ます。

十八、平成十九年十二
月一日から本年十一月
三十日までの四年間で、
二十一名となっていま
す。

十九、中間層職員の退
職は、人材育成や組織を
継続的に維持していく観
点からは、組織としての
損失であり、残念なこと
でもありますが、自己都
合による退職について
は、職員個々の事情によ
るものであり、適材配置
の点からの理由ではない
と考えています。

二十、定年前の退職に
際しては、全ての職員か
ら理由を伺っており、家
庭の事情や病気によるも
のなど様々ですが、これ
まで培ってきた経験を生
かし、一日でも長く勤務
していただきたいと思う
ところであり、今後とも、
それらの事情をも考え合
わせながら、人事管理を
進めます。

二十一、住民の方々
に、安定し信頼される
サービスを提供し続ける
ためには、職員の人材育
成が必要であり、合わせ
て、個々の職員が、町職
員として町民の要望に応
えるためには、その職員
の能力や実績に応じた適
正配置が必要であると考
えており、今後も、人材
育成の取り組みや職員の
適正配置は重要であると
の認識のもと、長期的視
野に立った適切な人事管
理を行いたいと考えてい
ます。

志賀 昇 議員（清和クラブ）

岩内町定住促進条例の設定について

■質問■

岩内町の人口推移を見てみますと、ピーク時と比較しますと、半分の人口となることは、地方交付税の減少につながるもので、非常に憂慮すべき事態であり、他町村では様々な取り組みと、対策を講じています。

我が町も、この様な定住促進に向けた、各種取り組みを参考として、岩内町の財政状況、さらには、経済効果等を勘案した、岩内町独自の設定をすべきと考えます。

具体的には、

一、岩内町に住宅新築・増築・改築する人の奨励金。

二、岩内町の経済波及効果を期待するため、町内の建築業者が工事をする場合に該当させる。

三、この条例は、五カ

年間の時限立法とするこ
とし効果の検証を行い
効果が大きければ、延長
するといふものです。

以上の様な条件のもと
岩内町独自の定住促進条
例を設定すべきと、考え
ますが、お伺いします。

■町長■

一部の自治体において
は、定住促進条例を策定
し、助成金制度などを実
施しており、地元の経済
波及効果につながる奨励
金制度も、有効な対策の
一つであると考えます。

しかしながら、定住人
口の確保については、ま
ずは、住環境整備およ
び地場産業の活性化、さ
らには地域医療の確保、教
育環境などの充実とい
つた、基盤づくりが必要
不可欠であると考えてお
り、現時点では条例策定

の具体的な検討には至
っていません。

この様な中、都会から
田舎に移り住む人たちが
全国的に増えている傾向
にあり、ホームページを
活用した情報発信の充実
などを検討します。

■再質問■

答弁では、ホームペー
ジを活用した、情報の発
信の充実などを、検討し
たいと答えております
が、何を検討するのか、
お答え下さい。

■町長■

具体的には、「まちの
概要やセールスポイン
ト」、空屋情報などの「住
まいに関する情報」、病
院などの「安心して元氣
に暮らせる情報」、公園、
スポーツ文化施設などの
「楽しく暮らせる情報」、
銀行、コンビニなどの「便
利に暮らせる情報」など
の、掲載を検討します。



岩内町史の発刊について

■質問■

岩内町史の第一回発行
は、昭和四十一年十一月
三日発行され、その後
四十五年が経過して
おりますが、発刊に向け
た取り組みが一向に見
えられない状況であり
ます。

町史は、どこの市町村
でも、町の発展を知る
上において、重要な書
物であることに加えて、
過去の歴史を振り返る
ことにより、今後の町
勢進展の基礎資料とな
ることから、発刊が望
まれております。

しかし、町史発刊は、
時間の経過と共に一層
おぼつかしくなること
から、早期発刊に向け
た準備検討を行い、町
の節目の年次に向けて
発刊すべきと考えま
すので、次の点につ
いて伺います。

一、岩内町史発刊に
向けた町長の所見を伺
います。

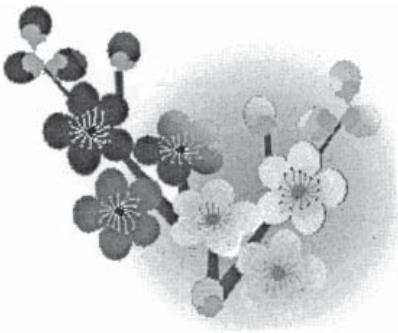
二、過去に発刊に向け
た資料収集等で報酬を
支払ったことがあるか
どうか。あるとすれば、
支払った年度と額につ
いてお知らせ下さい。

また、資料収集した
事実があるとすれば、
その成果と保存につ
いて伺います。

■町長■

一、二、資料収集は、
平成三年七月から平
成九年三月まで専門
委員一名を委嘱し、
郷土館長と共に作
業をお願いしてい
ます。

専門委員への報酬
額は、六年間の総額
で七百五十三万円、
成果資



水産振興について

料については昭和三十年から昭和六十三年までの出来事を整理した原稿の状態で郷土館に保管しています。

私も、町史は郷土の歩みを後世に伝える極めて重要な教本であると認識しており、町の節目の時期などを目途に発刊を検討します。

■再質問■

一、今後どの課が、担当するのか。

二、町の節目とは、年度でお知らせ下さい。

■町長■

一、町史発刊の担当部署は、当面、総務部総務財政課総務担当で所管することとしております。

二、節目の年については、町制施行百二十年の二〇二〇年を目途に検討します。

■質問■

岩内町は、漁業で発展した町ですが、突然ニシンが獲れなくなり、その後、スケソウ延縄漁に転換した結果、鮮度の良い「たら子」の生産が出来たことから、町の基幹産業となり、長い間町の経済を支えてきた所であります。

しかし、本年の出漁隻数は、三隻となっており、誠に残念としか言いようがありません。

岩内の「たら子」は日本一の釣りたら子といわれ、全国的にも有名であり、この日本一の「たら子」「たつかま」を守り、基幹産業として、水産振興につなげることが、今最も望まれているものだと、考えられることから、岩内町の財政のゆるす範囲で漁協とも協議する中で直接補助のみちを、検討すべきと考えますが、伺います。

■町長■

スケソウ延縄漁業は岩内町の礎を築いた漁業と認識しておりますが、スケソウ資源の状況は悪化しており、その回復についても厳しい見通しとなっております。

このため、農業の所得補償制度を参考に、スケソウ延縄漁業に対して、町独自の補助の検討を行ってはどうかとのことではありますが、漁業においても、今年度から漁業共済制度を活用した、国の所得補償制度が始まり、サケ定置網漁業がこれに該当しています。

スケソウ延縄漁業の存続には、なによりも資源の保護・拡大が必要と考えており、この取り組みについて水産試験場など情報交換を行い、効果的な取り組みがある場合には、その実施について、北海道などに要望したいと考えます。

町独自の補助制度については、漁業の所得補償

制度が始まったばかりであり、また他の漁業に対する支援との、整合性を図る課題があるため、現状では実施できる状況ではありませんが、町としてスケソウ延縄漁業の存続に、出来る手だてがないかを、漁協・漁業者との意見交換を通じて、検討します。



資源増大の
放流事業



佐藤 英 行議員（市民自治を考える会）

地方分権・地域主権社会

に対応したまちづくり

について

■質問■

地方分権・地域主権社会への移行がなされている中で、自治体行政とは異なる法律の執行ではなく、限られた財源の中で、地域から政策を作り出して行くことが求められます。

岩内町政を、町民から選ばれた三期目の町長として、今後の産業振興、教育、福祉の各課題について、町民の要望に応え、どのような考えで施策に反映させていくのか。

■町長■

近年、本町においても、人口の減少や少子高齢化社会、さらに進む過疎化は避けられない状況であります。

また、長引く景気の低迷、円高などにより地域経済や地域を取り巻く環境は悪化しています。

このような中で、三期目にあたり「経済的な豊かさ」と心の充実が得られるまちの実現を目指し、「健全な財政運営」「産業活性化」「安心安全なまちづくり」「住環境の整備」の推進を図り、住民が安心と充足感に満ちた暮らしやすい環境作りを目指しています。

これら施策を進めるため、総合計画での協働の定義にあります、「住民と行政が情報を共有し、お互いの信頼と理解のもとで目的を共有し、役割を分担し、共に協力してまちづくりを進める」ことから、施策によつては、住民と行政との接点を増やし、「話し合いの場」を大切にすることが、情報の共有化につながり、意見反映が出来るものと考えます。

二、道、北電が設置した第三者委員会は、「安全協定に基づいた事前協議の申し入れであり、立地地域自治体が諾否検討するために必要な行政プロセス」、しかし特定の意見を提出するよう求めるのは行政運営の公正性・透明性を損なうのは明らか」と断じている。

このことは、安全協定

北海道電力による泊原子力発電所

二号機における「やらせ」について

■質問■

一、プルサーマル計画に係る、ご意見を伺う会、シンポジウム、意見募集がそれぞれ国、道・関係四町村主催で実施され、北電、国、道の「やらせ」による意見誘導に対しての見解は。

に違反していると考えるが見解は。

念です。

■町長■

一、国および北電の一連の不適切な行為により、結果的に、地元住民の原発に対する信頼を損なうことになり、甚だ遺憾です。

さらに、第二次意見募集において、当時の道原安課長が、北電担当者に、「プルサーマル計画に賛成する立場からの意見の提出等を依頼したと受け取られる趣旨の発言をなしたものと認められる。」との、道の第三者検証委員会の報告があったことは、有識者検討会議の設置自治体の一つとして残

二、有識者検討会議では、寄せられた意見・発言を、「安全性に関する意見」とプルサーマル賛成やウラン資源の有効利用などの「安全性以外の意見」に分けて整理し、「安全性に関する意見」だけを議論に反映しており、北電の第三者委員会により不適切とされた事項が、有識者検討会議の提言に影響を与えたと考えられる事実は見当たらない

加えて、道の第三者検証委員会の報告書には、「原安課長の不適切な発言が、仮に、第二次意見

募集の結果に何らかの影響を及ぼしたとしても、それが知事および地元四町村長の事前了解の可否の判断には影響を及ぼしたことはないものと認められる」と報告がされており、したがって、安全協定第二条に違反するものではないと考えます。

■再質問■

北電・国・道が「やらせ」を認めており、お互いの信頼の下で誠実に実行することが原則の安全協定に違反も抵触もしないのか。

■町長■

一連の不適切な行為があったものの、有識者検討会議の提言に影響を与えた事実はなかったことから、安全協定とやらせ問題との関連はないものです。



■再々質問■

結果に影響を与えていないから、プロセスはどうでもいいということなのか、再度見解を求める。

■町長■

一連の不適切な行為があったものの、有識者検討会議の提言に影響を与えたことはなく、安全協定に反することはなかったと考えます。

学校給食食材の安全性検査について

■質問■

子供たちの育成には安心で安全な環境が不可欠です。

安全な食材を使った学校給食も含まれます。福島原発事故以後学校給食の食材への関心が高まっています。

札幌市では十二月から学校給食に使用する食材の放射性物質の検査を実施しており、俱知安町では放射能測定器の導入の決断しております。

岩内町も子供たちがより安心して給食を食べていけるよう、学校給食の放射性物質検査を実施すべきではないか。

■教育長■

安全で安心な学校給食を提供するとともに、地産地消を推進するため、地元優先で食材を購入しており、米は共和町産米を、野菜等は地元商店より道内産、国内産を購入しています。冬期間の青果類は道外産を使用する傾向にあります。

札幌市は、十二月から十七都県の青果物、食肉等の安全検査を実施し、俱知安町も来年三月を目途に検査機器を購入するとしています。

使用食材の安全確保は重要ですが、現在、流通している、十七都県の食材は、事前に一定の検査が実施され、安全な食材だと考えています。

よって、独自の給食食材の放射性物質検査には、慎重な対応をして参りますが、国等の動向、学校保護者のご意見も十分注視し、適時適切な対応をします。

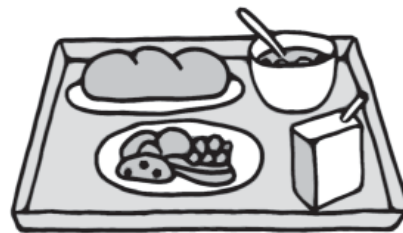
■再質問■

風評被害に対しては徹底した情報公開が必要で

す。当地域には北海道原子力環境センターがあり、そこには測定機器があるので有効に活用すべきではないか。

■教育長■

原子力環境センターでは、泊発電所に係る試料検査を実施していますが、他の食材の検査は難しいとのことでありま



梶谷 義和 議員（志政クラブ）

これからの四年間の町政について

■質問■

上岡町政の一期目は財政再建団体への危機にあつた岩内町の財政を徹底的な行政改革と借換債発行の施策により、財政健全化の成果を上げています。

さらに、二期目においては、新庁舎建設、医療福祉の充実を目指し、特別養護老人ホームの民間

への移管、保健センターの新設計画。住環境では、公営住宅の建替え事業、公共下水道の拡大などの対策を推進されているものと判断しています。

そこで、今後四年間の町政の方向性と考え方を、さらにその決意の程を伺います。

また、公約に掲げた四つの柱のうち「財政再建」「安心安全な町づくり」「住環境の整備」について

「住環境の整備」について

では計画、実行の成果は評価されるものと思われ

ます。

ただ、「産業活性化」については多くは望めずと理解していますが、特に「企業誘致」「一次産業の振興」「商業の振興」

の方向性、取り組み方を問います。

■町長■

これまでの二期八年間に、危機的な状況の町財政は、新行政改革の継続、計画的な地方債の発行などにより、平成二十二年度決算においても財政健全化の成果が現れています。

私が、経済的な豊かさと心の充実が得られるまちの実現を目指して公約に掲げました「健全な財政運営」「産業活性化」「安心安全なまちづくり」「住

環境の整備」の四つの柱の施策推進のため、財政健全化の維持を念頭に置きつつ公約の実現に決意を新たにしています。

環境の整備」の四つの柱の施策推進のため、財政健全化の維持を念頭に置きつつ公約の実現に決意を新たにしています。

企業誘致は、これまでの基本的取り組みや「企業誘致支援サービス事業」の継続、この事業を活用した企業訪問を行って行きます。

既に進出しております企業などには、フォローアップを行い、操業しやすい環境作りも進め、さらに、企業情報を有している関係機関や企業などを訪問し、連携を強化し、企業誘致に努めます。

一次産業振興は、栽培漁業の振興を図ることは重要であり、各種の種苗生産放流事業、藻場造成試験事業に対して支援を行っています。

蓄養事業は、採算性などを調査し、方向性を決めたいて考えています。

農業は、「中山間地域等直接支払交付金事業」などの支援を継続してまいります。TPPの協議の成り行きでは、大きな影響が予想されるところであり、国においては、新たな農業政策を打ち出すとの情報もあり、情報収集を行いながら、対応します。

商業の振興は、町の顔である商店や商店街の活性化が町の地域コミュニティの健全化につながるものと考えており、種々大きな課題があるものの、魅力ある個店づくりや関連団体と商店との連携による「街なかにぎわい創出事業」、経営相談、経営の安定化支援などをこれまで以上に強化

し、活力ある町づくりを目指します。

「産業活性化」は、すぐに成果が現れる施策が少ないことから、その時々合った様々な施策を検討するとともに、これまで取り組んでいます中・長期的な事業や考え

方などを見極めながら、それらが成果として現れるように、産業の振興に努めます。

し、活力ある町づくりを目指します。

「産業活性化」は、すぐに成果が現れる施策が少ないことから、その時々合った様々な施策を検討するとともに、これまで取り組んでいます中・長期的な事業や考え

方などを見極めながら、それらが成果として現れるように、産業の振興に努めます。

し、活力ある町づくりを目指します。

「産業活性化」は、すぐに成果が現れる施策が少ないことから、その時々合った様々な施策を検討するとともに、これまで取り組んでいます中・長期的な事業や考え

方などを見極めながら、それらが成果として現れるように、産業の振興に努めます。

し、活力ある町づくりを目指します。

「産業活性化」は、すぐに成果が現れる施策が少ないことから、その時々合った様々な施策を検討するとともに、これまで取り組んでいます中・長期的な事業や考え

方などを見極めながら、それらが成果として現れるように、産業の振興に努めます。

し、活力ある町づくりを目指します。

「産業活性化」は、すぐに成果が現れる施策が少ないことから、その時々合った様々な施策を検討するとともに、これまで取り組んでいます中・長期的な事業や考え



原子力発電所について

■質問■

今年、福島原発の三月十一日の事故以来、日本国内の五十四基のうち八月まで稼動していた十六基の原発が現在八基となりました。

泊は現在三号機だけの稼動で、一、二号機は再開の目途が見えない状況です。

つい最近のテレビ放送の中で四十二年前稼動した福島原発の当時の副本

部長が「アメリカでは原発事故は一万年に一回だと言っていたが、日本はその千分の一の確立だ」という安易な考え方で、事故は起きないという安全性神話に進んでいったと語っていました。

この三月七日に東電は国に対し、大津波のリスクを報告しましたが、十一日に現実には起きたわけ

です。

この事故後、泊にては

この事故後、泊にては

この事故後、泊にては

この事故後、泊にては

この事故後、泊にては

この事故後、泊にては

この事故後、泊にては

この事故後、泊にては

平成二十四年度予算について

公共施設の改修工事について

「非常用発電機」の配備「浸水対策」の実施、十一月十六日発表の高台への「貯水設備」海岸部への「防潮堤」設置計画等は評価します。

しかし、地元住民にとつて、事故が発生した時、何処へどのように避難したらよいのか、誰がどのように責任を取るのか、不安は募る一方です。これらの対策について国、道、さらに北海道電力に対して、どのように取り組んでいくのか町長の考えは。

■町長■

敷地海岸部への防潮堤の設置は、中長期的な対策のうちの「安全上重要な機器が設置されたエリアに対する浸水対策」の一環として実施されるもので、岩宇四町村としても、北電等に対し、重ねて要望していた事項でもあり、この度の取り組みについては評価しています。

また、避難方法等の防災計画は、国で新たな防災指針などが示された段

階で、速やかに「道原子力防災計画」の見直しを行うため、あらかじめ課題を抽出し、その論点整理を行うことを目的に設置された「道原子力防災計画の課題抽出に係る有識者専門委員会」の報告書が先般、示されたことから、今後は、この報告書に基づき、町が主体となつて実施すべき課題等についての検討を進めながら、道と連携し、「道原子力防災計画」の速やかな見直しに努めたいと考えます。

町では、これ迄も、国、道および北電に対し、「泊発電所の安全対策の強化」、「避難道路の早期整備」および「風評被害の防止」などについて、繰り返し要望しています。が、今後も、中長期的な対策の早期実施などを中心に、更なる安全体制の充実を国や北電などに求めます。

■質問■

町営住宅の建替えが進み、この跡地造成を利用し、定住促進を促すための住宅建設補助金制度を創設し、町内の建設業者によつて住宅を建てる場合、その建設費を助成する制度を創出し、新年度予算に計上すべきと考えますが伺います。

広報十二月号で十四種類の研修に三十三名の職員が基礎研修、専門分野の研修に参加しています。が、行政レベルアップに繋がる職員の人事交流についての、必要経費計上について。

■町長■

現在、高齢者および子育てに配慮した、町全体の住宅施策の方向性を示す、岩内町住生活基本計画の策定を進めており、今後、計画に基づき具体的な事業展開を行う中で、住宅建設補助金制度の創設については、一つの選択肢として、計画全

体の中で必要性を議論したいと考えます。

定住人口の確保については、住環境整備の充実のみならず、雇用確保の観点では地場産業の活性化、さらには、地域医療の確保、教育環境の充実といった、基盤整備が必要不可欠であると考えますので、まちづくり全体

に対する共通課題として、検討していくことが必要であると考えます。

平成二十四年度予算に計上する予定にはなっていませんが、研修により、情報交換や職員の育成を図ることは、町として、将来、重要な財産となるものであり、職員の資質の向上の点からも、大変有意義なことであると認識しており、今後の職員数の動向や派遣に適する職員の年齢層の状況を勘案しながら、派遣期間中における代替職員の配置などを含めた全体的な人事管理の中で、派遣が行えるよう検討します。

■質問■

近年、岩内町の財産であります郷土館や各学校施設。今年度は木田金次郎美術館、老人福祉センターの大規模改修が行われています。

しかし、いずれの工事も請負契約の変更が行われ、事業費が増大しています。

改修にあたっては、外観の老朽化は確認できるものの、内部はわからない部分があることは十分承知しています。

しかし、改修工事を進めるにあたり、事前に十分に調査し、事業費を算出していると思います。が、適正な事業費を算出するためには、この調査を充実することが必要と考えます。

今後こうした大規模改修事業にあたっては、事前の調査費を十分計上し、適正な事業費を求めることが必要と考えますが、いかがですか。

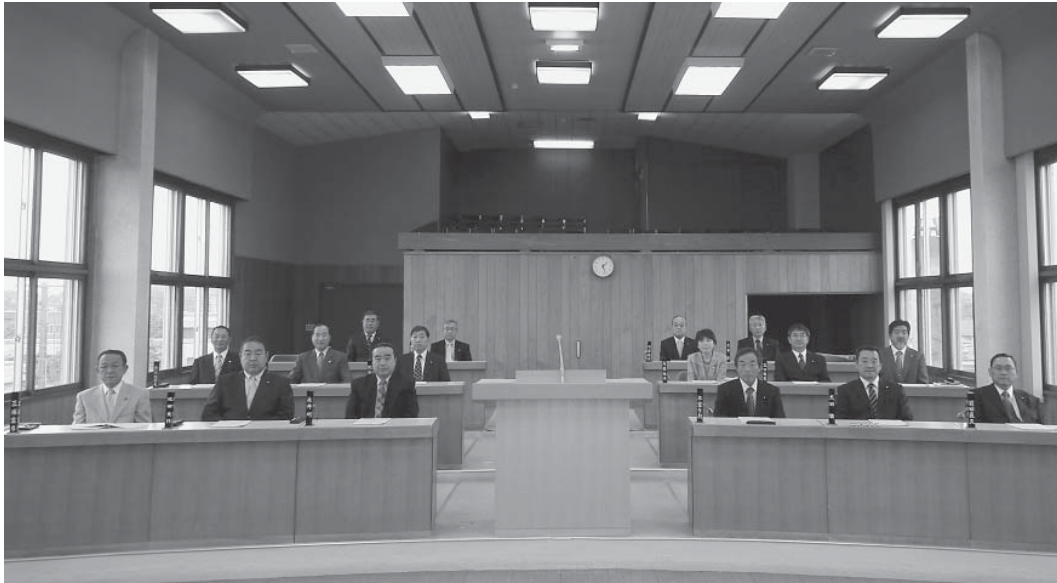
■町長■

近年、公共施設の大規模改修工事は、屋根や外壁部が主な改修内容で進められております。

これらの改修では、その仕上げ材を撤去しなければ内部の劣化や細部の改修内容の程度が確認できないことが多く、大部分が工事内での調査で確認された後、設計変更による契約変更となつていきます。

改修工事では、実施設計に係る事前調査が大変重要になりますが、その調査には工事と同様の仮設費用や期間が必要となり、また施設の管理運営状況にも大きく影響を与える等の問題も発生します。

今後は、設計での調査・協議打合せにより、一部解体除去が伴う必要性があるものについては、経済比較を行うなどの判断のもと、改修事業費が計上できるよう努めます。



議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、当日の朝の防災無線でお知らせします。
手続きは、受付名簿に名前・住所・年齢を記入するだけです。

一般質問の全文は、町のホームページ内「議会」の
ページにて公開しておりますので、ご覧ください。

町公式HP : <http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/>

編集後記

「議会だより百十五号」をお届けいたします。
第四回定例会での一般質問を中心に編集しまし
た。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご
理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約して
お届けしています。議会の一部よりお伝えする
ことができませんので、町政を一層ご理解いた
だくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されてお
りますので、ご覧になりたい方は議会事務局へ
お問い合わせください。

なお、町ホームページ内の議会のページに、
一般質問の全文を掲載しておりますので、ぜひ
ご覧ください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等が
ありましたら、議会事務局までぜひお聞かせく
ださい。お待ちしております。

毎日寒い日が続いていますね。

私は寒さ対策にショウガを食べています。
ショウガはちみつを作り、牛乳などで割って飲
んでいます。体がポカポカしてきますよ。是非
おためし下さい。

なお、議会だよりで使わせていただきました
写真は、ご希望があれば差し上げますので、お
気軽にご連絡ください。

(議会運営委員会)